

關 押 印

願人

官 姓 名 印

宛

奧書

區 戶 長 印

書記官

立寄馬津田善行調

記錄課

乙卯九月廿三日

東長教歸任癸程ノ義御届

札幌在勤准陸軍少尉東長教御用有之滞京ノ義
乙第八拾号ヲ以及御届置^候慶御用濟今十六日歸
任ト^リテ当地癸程^候条此段御届仕候也

明治三年八月十六日

開拓長官黒田清隆

太政大臣三條實美殿

大元國... 皇朝... 欽此... 奉天... 遼東... 吉林... 黑龍江... 山東... 河南... 湖北... 湖南... 四川... 陝西... 甘肅... 雲南... 貴州... 廣西... 福建... 廣東... 廣西... 雲南... 貴州... 廣西... 福建... 廣東...

出之也

私後

茲有... 由任... 以... 也

三年

八月十五日

准... 東長教

惟余此段上申候也

書友



十二年八月十三日

九古彦有岡義國親

勸業課

外事係

書記官

乙卯九月二十日 記録簿

外國人雇続之儀上申

當使雇米國人^{ニ名テ}ウヰリヤム、ホチラー、及、デビンスコー

儀本月廿日。雇滿期之處更ニ別記之通雇続

候条此段上申候也